

<市第105号議案関連資料>

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正

1 趣旨

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、指定を受けるため、新たに1法人から指定の申出があり、当該法人について、指定基準等に基づき審査を行ったところ、基準に適合することが認められました。そこで、当該法人を、新たに条例で指定するため、本条例の一部を改正します。

2 新たに条例で指定する法人

特定非営利活動法人舞岡・やとひと未来

3 条例の一部改正内容

法人の名称及び主たる事務所の所在地等を、次のとおり、条例別表の最後に追加します。

条例別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第29条の4の3第2項の期間
特定非営利活動法人 ろばと野草の会	中区松影町3丁目11番地の2	平成24年1月1日から 平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人 ばれっとの会	鶴見区鶴見中央三丁目26番14号	平成24年1月1日から 平成26年3月6日まで
特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町1,411番地の5	平成24年1月1日から 平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ樹	金沢区富岡東一丁目10番12号	平成24年1月1日から 平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人 アクションポート横浜	中区山下町25番地の1	平成24年1月1日から 平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人 さくらんぼ	瀬谷区三ツ境10番地6	平成25年1月1日から 平成30年6月30日まで
特定非営利活動法人 市民の会寿アルク	中区松影町3丁目11番地の2	平成25年1月1日から 平成30年12月31日まで
特定非営利活動法人 木々の会	旭区鶴ヶ峰二丁目9番地の9	平成26年1月1日から 平成31年6月30日まで
特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会	中区真砂町3丁目33番地	平成26年1月1日から 平成31年6月30日まで
特定非営利活動法人 舞岡・やとひと未来	戸塚区南舞岡四丁目6番19号	平成26年1月1日から 平成31年12月31日まで

新たに指定
する法人

4 根拠法令

地方税法（抜粋）

（寄附金税額控除）

第314条の7 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千元を超える場合にあっては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（略）

- (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第3項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

（略）

- 3 第1項第4号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があった場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

※「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金」とは、「個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金」をいいます。

5 参考資料

- (1) 申出法人の概要 別紙1
- (2) 審査等の経過について 別紙2
- (3) 特定非営利活動法人（NPO法人）制度の概要 別紙3

申出法人の概要

法人名	特定非営利活動法人 <small>まいおか</small> 舞岡・やとひと未来 <small>みらい</small>
代表者の氏名	理事長 小林 哲子
主たる事務所の所在地	横浜市戸塚区南舞岡四丁目6番19号
設立年月日	平成23年12月19日
定款に記載されている目的	この法人は、広く市民に対し、横浜市の原風景である谷戸の景観をとどめている「舞岡公園」を中心に、自然体験・農体験・古民家伝承行事に関する事業を行い、先人達が生活し維持保全してきた田んぼ・里山と一体になった谷戸の自然環境を、谷戸で受け継がれてきた文化や農体験と共に、大切に永く後世に引き継ぐことをもって、環境の保全及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。
活動分野	1 社会教育の推進を図る活動 2 環境の保全を図る活動 3 子どもの健全育成を図る活動
事業の概要	1 舞岡公園（自然体験施設）の維持管理運営に関する事業 2 谷戸の生態系を踏まえた動植物との共生を図る事業 3 地域の伝承行事や農文化の普及及び体験に関する事業 4 環境保全に関する事業 5 人材育成に関する事業 6 里山の資源の活用に関する事業
活動地域	戸塚区

審査等の経過について

1 指定の申出の受付

平成26年6月2日から平成26年7月31日まで指定の申出の受付を行ったところ、特定非営利活動法人舞岡・やとひと未来から指定の申出がありました。

2 指定の申出に係る書類の縦覧

指定の申出に係る書類について、申出日から1か月間、公衆の縦覧に供しました。

3 申出法人の審査

「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」に基づき、指定基準等の適合について、次のとおり、審査等を行いました。

(1) 申出に係る書類の確認

申出に係る書類の書面審査を行い、指定基準等の適合について確認しました。

(2) 実態確認調査

平成26年8月13日及び19日に、法人の主たる事務所や活動拠点での実態確認調査を行い、指定基準等の適合について確認しました。

(3) 欠格事由の照会

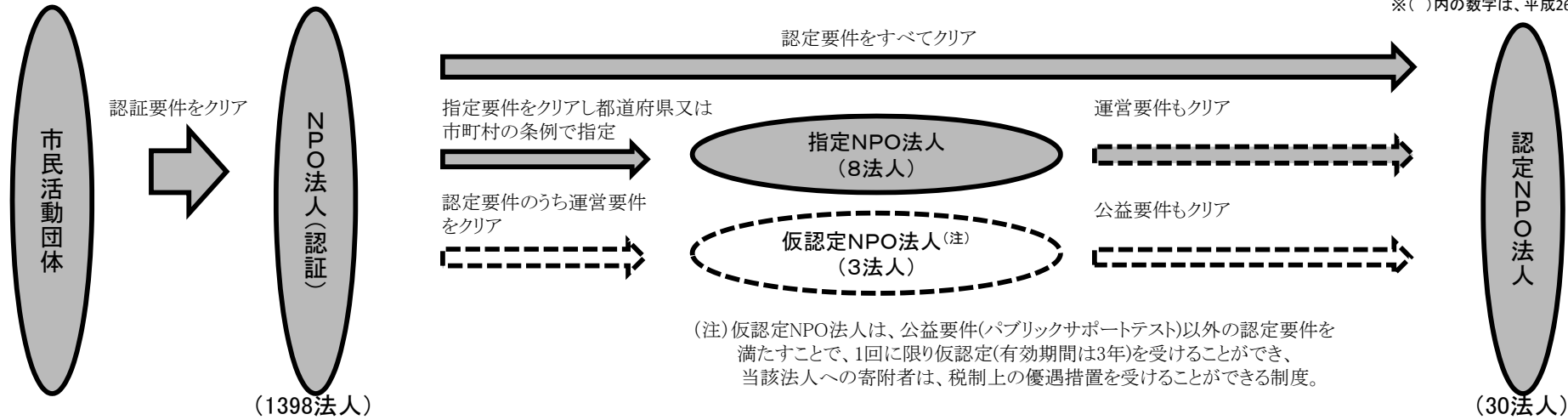
神奈川県警等に照会し、暴力団等の排除などを目的とした欠格事由に該当しないことを確認しました。

(4) 横浜市市民協働推進委員会での意見聴取

当該法人の指定について、平成26年9月19日に、横浜市市民協働条例第17条に規定する市長の附属機関である「横浜市市民協働推進委員会」の意見聴取を行ったところ、指定基準等に適合しており、個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人に指定することは妥当であるとの意見をいただきました。

特定非営利活動法人(NPO法人)制度の概要

※()内の数字は、平成26年10月31日時点の法人数。



(注) 仮認定NPO法人は、公益要件(パブリックサポートテスト)以外の認定要件を満たすことで、1回に限り仮認定(有効期間は3年)を受けることができ、当該法人への寄附者は、税制上の優遇措置を受けることができる制度。

	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (2) 営利を目的としていない (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (4) 10人以上の社員を有すること (5) 暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと 等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと (ア) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている (イ) 当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 【相対値基準】 経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上 イ 【絶対値基準】 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ <u>指定NPO法人であること</u> (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面上の形式審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面審査 (3) 法人事務所等での実態確認調査 (4) 横浜市市民協働推進委員会の意見聴取 (5) 横浜市会での議決	(1) 書面審査 (2) 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得	(1) 税制上の優遇措置 (個人が寄附をした場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の6%分が市民税から控除 ※県の指定も受けた場合は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の4%分が県民税から控除。 市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる。 (2) <u>認定NPO法人になるための公益要件を満たすこと</u>	税制上の優遇措置 (1) 個人が寄附をした場合(税額控除の場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の40%分が所得税から、6%分が市民税から、4%分が県民税からそれぞれ控除。 (2) 法人が寄附をした場合 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入。 (3) 相続人が寄附をした場合 寄附をした相続財産が非課税になる。 (4) 当該NPO法人 みなし寄附金制度の適用が受けられる。
5 有効期間	なし	5年間	5年間